

手腕や名声のあるアマチュアゴルファーの TV 等への出演(規則 6-3)に関するガイドライン

6-3 会合などへの出席・出演

ゴルフの手腕や名声のあるアマチュアゴルファーは、会合などへ出席・出演することによって、直接的であろうと間接的であろうと、支払い、報酬や私的な便宜を受けたり、金銭的な利益を得るためにその手腕や名声を利用してはならない。

例外：ゴルフ競技やエキシビションとは無関係であることを条件に、ゴルフの手腕や名声のあるアマチュアゴルファーは会合などへの出席や出演に要した実費を受け取ることができる。

この規定は、例えば手腕や名声があるアマチュアゴルファーが TV に出演し、報酬や私的な便宜を受けることを禁止しています。この規定の「私的な便宜」とは、出演したことによりプレーヤーが何らかの利益を得ることを意味しており、仮に無報酬で出演したとしても、プレーヤーがそれにより有名になるといった利益を得る場合も違反となることを意味しています。したがって、手腕や名声のあるアマチュアゴルファーは、金銭的な報酬を得なかったとしても、TV 等へ出演することが認められません。しかし、次の条件を満たせば、TV 等への出演が認められます。

- ・ゴルフの技術を披露しないこと
- ・いかなる宣伝・広告もしないこと
- ・出演に際して報酬を得ないこと
- ・技術指導をしないこと

認められない例

- ・TV のために企画されたエキシビションでのプレー
- ・レッスン番組

認められる例

- ・トーク番組やクイズ番組(ゴルフの技術を披露したり言及しないこと)
- ・普段の生活や練習風景などのドキュメンタリー番組(その番組のために特別に技術を披露しないこと)

※これらの場合は規則 6-3 例外に基づき、出演に要した実費を受け取ることができる。

なお、昨今、アマチュアプレーヤーの活躍や、ゴルフがオリンピックゲームになるという背景から、アマチュアゴルファーの活躍を TV で紹介したいという企画が多くなってきています。上記規則によりアマチュアゴルファーの出演が制限されることがゴルフ普及活動への妨げとなっているとの意見があることは理解しておりますので、特定の利益の為ではなく、ゴルフの発展に資すると JGA が判断した場合、規則 6-2 例外の主旨に基づき、例外的に上記ガイドラインの外に出演を承認する場合があります。

以上